

令和2年度 基本施策

今年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録機関」として、47 建築士会協力の下、改正建築士法による新たな建築士制度に対応して登録事務等の遂行に万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自律的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施するものとする。

〔重点施策〕

1. 改正建築士法に対応した建築士免許登録の円滑な推進
2. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
3. 建築士の資質の維持・向上
4. 改正業務報酬基準の周知・普及と建築士の業務環境の改善
5. 会員増強の推進
6. 地域に根差したまちづくり等専門活動の推進(自治体との連携強化)
7. 継続能力開発(CPD)制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
8. 国際化への対応
9. 広報・情報活動の積極的展開

令和2年度 事業計画

〔事業内容〕(公益目的事業別)

<公益目的事業-1 建築士の教育及び調査研究・普及宣伝事業>

1. 建築士の資質の維持・向上に係わる事業

- (1) 建築設計・施工に係る技術研修の実施
 - 1) 定期講習会の開催支援
 - 2) 監理技術者講習の開催支援
 - 3) 既存住宅状況調査技術者講習の開催支援
 - 4) 「建築作品賞」・「木の建築賞」の実施
 - 5) 建築関係図書の発行
 - 6) 様々な課題に対応できる建築士の養成
ヘリテージマネージャー、景観まちづくり、防災まちづくり、中大規模木造、建築相談員、空き家、医療・福祉連携、発注者支援関連等建築士の養成
- (2) 設計、ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携・協力
- (3) 継続能力開発制度(CPD)・専攻建築士制度の普及・推進
 - 1) 専攻建築士登録更新の推進
 - 2) 行政機関での積極的活用へ向けた運動
 - 3) 行政及び他団体との協力体制の推進
 - 4) 行政及び一般市民等社会へのPR
- (4) 建築士を目指す人への支援
 - 1) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施
- (5) (公財)建築技術教育普及センターへの協力

2. 建築士及び建築士会会員の指導、連絡に係わる事業

- (1) 建築士関連制度等に係わる事業
 - 1) 改正建築士法の周知
- (2) 建築士の業務環境の改善
 - 1) 業務報酬基準(告示98号)の周知・普及
 - 2) 改正民法に対応した四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款の普及
 - 3) 改正民法に対応した民間(七会)連合協定工事請負契約約款の普及
 - 4) 改正民法に対応した小規模建築物向け建築設計監理業務委託契約書の普及
 - 5) 改正民法に対応した小規模建築物設計施工一括用工事請負等契約約款の普及
- (3) 既存住宅状況調査技術者、ヘリテージマネージャー等専門的
活動を行う建築士の業務支援
- (3) 建築基準法・建築物省エネ法等改正への対応
- (4) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進
 - 1) 韓国・中国建築士資格者団体との協議会開催
 - 2) APECエンジニア・アーキテクトへの対応
- (5) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化
 - 1) 機関誌「建築士」の発行
 - 2) 建築士業務責任の明確化への対応
 - 3) 建築技術等情報の発信
 - 4) ホームページ等活用の推進
 - 5) Webを利用した入会、図書購入等システムの運用

- 6) 建築士の日(7月1日)事業等実施への支援

- (6) 建築に関する調査研究・普及宣伝

3. 地域実践活動に係わる事業

- 1) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力
- 2) 建築相談体制の整備・拡充・支援
- 3) 青年建築士・女性建築士・まちづくり活動への支援・推進

<公益目的事業-2 一級建築士登録等事業>

- (1) 改正建築士法に対応した 建築士免許登録に係る体制整備と
円滑運用
 - 1) 建築士免許登録に係る事務局体制の強化
 - 2) 建築士免許登録要件となる実務経験の審査
 - 3) 大学院における実務経験の確認、審査
- (2) 建築士名簿の適正管理
- (3) 建築士免許証明書への切り替え促進

<公益目的事業-3 全国大会事業>

- (1) 第63回建築士会全国大会(広島大会)の開催
 - 1) 建築士による地域に根差した日頃の活動成果の発表
 - 2) 伝統的技能者表彰

<公益目的事業-4 建築士による地域実践活動等への助成事業>

- (1) 建築士会等の災害対応活動への支援・協力
 - 1) 応急危険度判定の広域支援体制の確立の検討
 - 2) 風水害に係る災害対応活動の検討
- (2) 被災地への支援(専門家派遣等)
- (3) 建築士による地域に根差した専門活動の推進
 - 1) 防災・歴史(HM・景観)・福祉・空き家(街なか)及び木のまちづくり活動とネットワーク化の推進
 - 2) 建築相談関連活動とネットワーク化の推進
- (4) 各建築士会の自治体との連携・強化に対する支援

<その他事業 相互扶助事業>

- (1) ブロック会への助成
 - (2) 47建築士会との連携による会員増強運動の推進
 - 1) 会員増強TFの提言に基づく運動の展開
 - 2) 建築士製図試験合格者への対応及び入会促進
 - 3) 建築士会活動を通じた入会促進
 - (3) 保険制度等の加入促進
 - (4) 全国大会における会員表彰
 - (5) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度及び既存住宅状況調査技
術者団体賠償責任保険制度の検討及び加入促進
 - (6) 応急危険度判定協議会との連携・協力
 - (7) 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの協力
 - (8) 建築行政への協力
- 「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等への協力